

令和5年度 事業計画書



社会福祉法人わらしこの会

目 次

社会福祉法人わらしこの会	1
わらしこ保育園	8
わらしこ第 2 保育園	21
小金井市立まえはら学童保育所	33
小金井市立みなみ学童保育所	33
児童発達支援事業所 Tossie	44

令和 5(2023)年度 社会福祉法人わらしこの会事業計画書

社会福祉法人わらしこの会は法人設立より 24 年目となります。次に示した設立以来の「わらしこの会の理念と基本的な姿勢」を堅持し深めて、今後も継続して社会福祉事業を運営していきます。

法人全体が地域社会の人々の生活に必要な事業を継続的に進めて行くためには、中期的・長期的な計画とともに、職員の意見が反映し職員全体の総合力を生かしていく職場運営、法人経営が求められます。令和 4 年度は保育所定員が 4 月当初に埋まらないという過去にない厳しい状況も生まれていく中で出発でした。中長期計画を立てるための会議の検討の中で、法人としての組織の在り方、法人本部の役割の明確化が今後の法人にとって大きな意味があることを確認して、組織としての理事会及び施設長の立場と役割についての明確化、本部の役割の明確化を進めるために 7 人会議を立ちあげて進めてきました。継続的な運営を行うために根本的に見直しを始めた年となりました。令和 5 年度も前年同様の入所状況のスタートです。中期計画の策定とその実施に向け具体的に取り組むことが必要です。

社会福祉法人わらしこの会の理念と基本的姿勢

社会福祉法人わらしこの会の理念

社会福祉法人わらしこの会は、次の理念のもとに運営する。全ての事業において、役員及び職員はこの理念を理解し実現に努力しなければならない。

- (1) わらしこに関わる全ての人々の安心と健全な生活を目指し、人間尊重を第一の理念とする。
- (2) 子どもの権利を常に追求し、子どもの権利を護り発展させ、子どもの最善の利益に沿うことを第二の理念とする。
- (3) 地域とともに歩み、地域において最善の子育て環境を整える上で役割を果たすことを第三の理念とする。

社会福祉法人わらしこの会の基本的姿勢

- (1) わらしこの会は、地域の福祉・保育要求、特に無認可時代のわらしこ保育室の保育内容に大きな期待を寄せて頂いた方々の努力により設立された法人であり、法人運営の基本の第一に、地域の方々と協力の姿勢を明記する。
- (2) わらしこの会は、職員の熱い保育への思いから生まれた保育園を主体とする法人であり、運営の基本の第二に、職員とともに歩む姿勢を明記する。
- (3) わらしこの会は、保育要求への積極的な取り組みを基本とし、地域の福祉要求についても可能な限り応えられるように努力していく。
- (4) わらしこの会は、利用者(園児)、利用者の家族(保護者)、職員の立場を尊重し、その最善の利益のために法人運営を行う。

2008 年 3 月 31 日理事会確認

令和 5 年度の課題について

前年度に引き続き少子化の進行は厳しく、二つの保育園では、本年度の当初定員が前年同様に欠員状態で 4 月を迎えることになります。保育所運営が基盤となる法人においては、今後の継続的運営を図るために、次の改革的な見直し課題に取り組むことが必至です。

第一に、理念と基本的姿勢に基づく中・長期的計画とその出発です。小さな法人であり運営基盤も盤石とは言えませんが、地域の福祉要求に敏感に対応し、社会福祉法人としての役割を今後も積極的に果たしていく必要があります。そのためには、果敢に新しい事にも取り組んでいく必要があります。そして、それを担う人材を確保、あるいは人材を育てていく計画に取り組みます。

第二に、全ての役員及び職員の役割と働き方及び責任について見直し、法人内で解りやすく連携と協力が高まるものに整理していきます。そのためには、各役員、管理職の役割と権限、働き方の方針と計画の作成、働きの振り返りと総括を実施し、法人全体における役職者、管理職はその職が適当であるかを見直す取り組みを始めます。令和 5 年度はその出発点として位置づけます。

第三に、就業規則を始めとして給与規定等の全面的な見直しと改定を行います。制度の異なる 3 業種の事業を展開している為、運営費の基準等の違いや行政からの縛りの違いによりすべてを統一することはできません。しかし、可能な限り同一の働きに対しては同様の待遇が整えられるように検討を進めます。併せて、給与基準等についての現在の問題点が明らかになっているものを直ちに改めます。必要部分の給与規定の改定、給与基準表の改定を今年度中に実施します。次年度以降に就業規則の改定を進めます。なお、引き続き各事業における必要な取り組みを進めていきます。

令和 5 年度の重点課題は以下の通りです。

(1) 3 つの改革的な見直し課題

第 1 ～ 第 3 の課題を具体的に進めます。5 月の理事会に以下について、この 1 年間のまとめと具体的な改善内容及びスケジュールを示します。

- ① 組織としての在り方の整理
- ② 各職役割の整理
- ③ 給与規定の改定

(2) 職員の労働環境の整備・保育内容等の充実

職員の確保は引き続き厳しい状況にあります。令和 2 年度から職員宿舍借り上げ制度を導入してきました。また、処遇改善費の活用など今後も可能な限り給与面の改善に取り組みます。また、職場の設備等について及び働き方についての改善を積極的に検討していきます。特に、一人一人が自らの役割と存在感を感じられる職場運営、保育・療育の内容の向上に取り組みます。働き方改革を進めながら希望をもって働き続けられる職場づくりを具体的に進めます。

(3) 保護者支援家庭支援の取り組みの検討

子育て支援の重要な役割として、将来的に保育ソーシャルワークの職務を確立して行くことを見据えて、社会福祉士資格を併せ持つ保育士等により、必要な新しい専門職の取り組みについて地

域子育て支援において、法人として取り組める新たな事業を模索します。すでに取り組んでいる保育所での研修等を実施します。

(4) 法人全体として一体感をもった運営体制の充実

①法人としての組織的・総合的な取り組みについては、課題(1)の実施の中で具体的に取り組みを行います。

②運営していくうえで、様々な ICT 化が必要となります。働き方の改革、記録と情報の適切な共有化は、すべての事業所において重要です。ICT 化については具体的に実施していきます。

③本部機能の一つとして、法人の全ての職員が参加して目標を共有化していける人材育成の仕組みを再検討していきます。法人内の交流や共同の研修等を計画します。

(5) 保育事業の借地に関する取り組み

わらしこ第2保育園の借地年数に関連して、定期借地権の期限後についての検討と対策が急務になっています。20年の借地契約です。残り8年となります。継続して借地等の対応ができるよう計画策定と交渉を開始します。

(6) 安全対策について総合的計画の充実

感染防止と安全対策は、引き続き現実的な内容に常に見直し適切に進めていきます。事故防止及び不適切なかかわりの禁止、必要な安全マニュアル、リスクマネジメント、総合的な計画を法人として確立していきます。

(7) 運営体制の強化と次世代への引き継ぎ準備

今年度は、理事、監事、評議員の任期が終了します。新しい体制の元で、課題に適切に取り組むことが必要です。

令和5年度 事業計画

1. 法人の経営・運営体制

1) 理事会

理事6名、監事2名の執行体制で進める。理事会は、定款に基づいて必要な検討を行ない法人の事業を適切に遂行する責任を負う。理事会は年4回を定例として開催し、必要に応じて臨時に開催する。

理事・監事の役割(わらしこの会独自に考える)については、理事会において検討し確認して進める。

2) 評議員会

評議員は1名増員して8名とする。国の制度改革に伴い定款で定めたとおり任期は令和5年度より6年間となる。毎年決算理事会の後、6月に実施する。

3) 施設長会議

法人運営会議設置規程を令和 4 年度末で廃止し、法人運営会議は終了する。

新たに、施設長会議を設置する。施設長会議の設置規程は作成せず、以下により行う。

- ① 目的 施設の事業計画策定及び事業計画の適切な推進に関し、必要な事項を共有、検討、協議すること。
- ② 議事範囲 目的を達成するためにかかわるすべての事項
- ③ 参加メンバー 経営層、施設長、事務長、その他必要に応じて
- ④ 進行 経営層(交代)
- ⑤ 事務局業務 事務長

この会議は、原則として月 1 回実施する。

4) 施設運営会議等

各施設においては、施設の運営に必要な会議を設置して行うことができる。外部の方を含む会議の場合は理事長の許可を得て行う。

5) 法人本部

法人本部は、理事長、事務長、事務主任と必要な非常勤職員を置く。本部は法人としての必要な事務的業務を行う。本部事務所は各事業所の運営に関する事務的な業務を支援又は必要に応じて担当する。

2. 運営する事業

1) 社会福祉法人わらしこの会は、次の事業を運営する。

1. 二つの認可保育園(わらしこ保育園、わらしこ第 2 保育園)を運営する事業
認可保育園において一時預かり事業・定期利用保育事業の実施
認可保育園において地域子育て支援拠点事業
2. 小金井市立の二カ所の学童保育所(まえはら学童保育所、みなみ学童保育所)の委託を受け運営する事業
3. 児童発達支援事業所 Tossie を運営する事業
4. 保育・療育の向上および法人の経営、事業所の運営等将来に資する事業(研修など)
5. その他、必要に応じて地域の福祉要求に応える事業

2) わらしこ保育園の運営

1. わらしこ保育園は、児童定員 100 名(0 歳児から 5 歳児)、児童定員に見合った職員を配置し、園長及び主任を配置し、適切な運営に当たる。
2. 運営においては、園児の安全を第一とし園児の成長発達のために最善の保育が行われるよう

に努力する。

3. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
4. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
5. 苦情等には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。
6. 保育指針の内容を深め必要な内容を反映させた保育の充実を図る。

3) わらしこ第2保育園の運営

1. わらしこ第2保育園は、児童定員 100 名(0歳児から5歳児)児童定員に見合った職員を配置し、園長及び主任を配し、適切な運営に当たる。
2. 子育て支援事業に積極的に取り組み子育て支援室を活用した取り組みを進める。
3. 運営においては、園児の安全を第一とし園児の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。
4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 苦情には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。
7. 近隣住民の方との調和を図り、苦情やご意見に誠意を持ってお応えし、ご協力をお願いしていく。近隣住民の方に必要と認識していただく保育所運営に努力する。
8. 保育指針の内容を深め必要な内容を反映させた保育の充実を図る。
9. 保育園の北側農地(約 250 坪)を、保育園児の食育等に資することを目的に、借用し引き続き適切に管理・活用していく。

4) まえはら学童保育所の運営

1. 小金井市立まえはら学童保育所の委託運営を行う。第1学童、第2学童、学校の空き教室を利用した第3学童の運営を行う。
2. 所長及び指導員等必要な職員を配置して、適切に運営する。
3. 運営においては、児童の安全を第一とし児童の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。学童であることから小学校との連携・協力を大切にする。
4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 苦情には誠意を持って当たり、保護者の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。

5) みなみ学童保育所の運営

1. 小金井市立みなみ学童保育所の委託運営を行う。第1学童及び第2学童、学校の空き教室を活用した第3学童を運営する。
2. 所長及び指導員等必要な職員を配置して、適切に運営する。
3. 運営においては、児童の安全を第一とし児童の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。学童であることから小学校との連携・協力を大切にする。
4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 苦情には誠意を持って当たり、保護者の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。

6) 児童発達支援事業所 Tossie の運営

1. 一日の定員 10 名とする。
2. 所長、児童発達支援管理責任者及び児童指導員または保育士を配置して、適切に運営する。
3. 個々の児童に応じた療育を計画・実施し、児童の安全、障害を持つ子どもの人権擁護、発達の保障に最大限の努力を行う。
4. 給食を提供し、1 日の生活をととして療育の内容向上に努める。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 職員の労働条件については可能な限り法人の施設として他事業所同等となるよう規則の整備を行う。
7. 苦情には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。

7) 一時預かり事業・定期利用保育事業の実施

1. 一日の定員 わらしこ保育園 10 名、わらしこ第2保育園 9 名とする。
2. 一時預かり事業・定期利用保育事業を行うために必要な担当者を雇用する。（保育園職員を含む）

8) 地域子育て支援拠点事業

1. 東京都の事業である子育て広場事業を実施する。
2. 地域の在宅の三歳以下の子どもとその親を対象に子育て支援室を活用して子育て支援を行う。

9) 研修等について

1. 保育及び療育の向上に資するための研修等を各施設長と連携して積極的に実施する。

2. 社会福祉法人のあり方、地域要求に応じる法人の今後の事業等のために必要となる研修会等に積極的に参加する。
3. 法人内の交流研修を各施設長と連携して計画する。

10) 苦情解決委員会・第三者評価

1. 苦情解決第三者委員会を引き続き実施し、適切な運営を進める。
2. 第三者評価は3年毎に定期的に実施する。

3. 法人の課題

地域に信頼されて23年の歴史を刻んできた法人の持続可能な経営を進めることが社会的責任であり、将来をみとおして、今年度は中期(5年)計画を策定する。

4. 各事業所事業計画

- 1) わらしこ保育園事業計画(別紙)
- 2) わらしこ第2保育園事業計画(別紙)
- 3) 小金井市立まえばら学童保育所事業計画(別紙)
- 4) 小金井市みなみ学童保育所事業計画(別紙)
- 5) 児童発達支援事業所 Tossie 事業計画(別紙)

以 上

令和5(2023)年度 わらしこ保育園事業計画書

はじめに（基本方針・事業計画を立案するにあたって）

3年にわたるコロナ下の規制保育も、ようやく日常に戻ろうとしている。しかし、3年で失ったものは大きく、また新たにわらしこの保育というものを作っていくことが重要となっています。

身体づくりの視点を中心に生活していくとは何かをもう一度考え保育に落としていきたいと思います。。

さらに、少子化の影響は深刻であり、定員割れが当然の状態となっています。

子育て支援が保育園の役割として重要であることに変わりはないが、支援の内容が変化しています。

母子だけではなく家族全体の支援となっていること、就労支援ではなく虐待防止の為の預かりが増えていくこと、医療との連携を必要とする児童の入所希望が増えていること、家族内に何らかの精神的な疾病を抱えている家庭の増加があげられます。

共同の理念を発揮し、保護者の力も借りながら子育て仲間を増やしていけるよう繋げていきたいと思えます。

このような社会状況を背景にして、職員の専門性を高める取り組みも積極的に進めたい。

人材育成は継続的な課題ではありますが、多くは20代が中心です。

働き甲斐や働く楽しみなど感覚的な面からのサポートで取り組みたいと考えます。

以上の要因を持ちながら、わらしこの会の理念「人間尊重」「最善の利益」「共同」に基づき以下の計画を策定しました。

1、事業計画の重点と進め方

○人材育成の取り組み

- ・新人職員の育成・・・育成計画を立て実施する。体験研修で体感することとする。

自己フィードバック型研修。

- ・中堅職員の育成・・・マネジメント研修の実施。

- ・管理職の育成・・・マネジメント研修の実施、将来構想の計画の共有。

○質の向上への取り組み

- ・わらしこの保育の見える化・・・0～年長までの発達表の作成。年間計画表の策定。

- ・食育の推進・・・保育と連携し食育計画を進める。

- ・成長マップの活用・・・成長マップの見直し。成長マップというのはの合体版の作成。

- ・子どもの育ちを考える。（三本柱の視点—考える力—を中心に）

○組織形成、マネジメントに関する取り組み

- ・園長、業務主任、副主任・リーダーで園の運営を担っていく。

○保護者支援への取り組み

- ・近年支援を必要とする保護者並びに家庭が増加している。専門的な支援も必要とするケースも増えているので対応する保育士の保護者理解を学ぶ。
- ・ケース会議 保護者の抱える問題点の共有。誰が対応するかの確認と方法の共有。
- ・対応研修。（声のかけ方、タイミング、言葉の選択など）

○ICT化の促進

- ・パソコンの活用。（音声入力キット？）
- ・ズーム会議の活用。
- ・各種フォーマットの作成。

○安全管理の強化

- ・事業継続計画を作成する。（コロナ感染を含む）
- ・HACCP の義務化
- ・安全計画の策定

2、保育理念

わらしこ保育園規則において定め、重要事項説明書に明記している保育理念を常に意識し、適切な理解を深めて、それを実現するための保育事業を進める。

3、今年度の重点課題

（1）法人職員として

- ・法人内の事業所間で連携をとり交流を図る。
- ・新保育所保育指針について内容と実践の理解を深める。
- ・新子育て安心プランについて学ぶ。
- ・「共同保育」の園理念のもとに、保護者と共に子どもを育てていく。
- ・法人の将来について職員間でも考え 3 年後、5 年後の計画について共有する。
- ・職員育成の体系化を目指し作成した「成長マップ」「いろは」を活用し見直していく。

（2）保育について

- ・保育の体系化を目指し年間の計画を全員で確認し実践する。
- ・保育の特色「考える力を育てる」の意味を全職員で一致する。
- ・保育、保健、食事の 3 つの視点で連携をとり子どもを育てていく。（3 本柱の保育）
個々の職員も 3 つの視点を持って子ども理解をする。
理解するにあたってそれぞれの柱を担う職員の仕事の内容や立場を尊重する。
保育について保護者と基本から共有する。
- ・うたやリズムの大事な視点を共有し、子ども理解と保育実践の質を高めていく。

- ・観劇、質の高い生の演奏や、うたなどに触れられる行事をつくり、子どもに豊かな文化を伝える機会を増やす。
- ・保健の視点から、健やかな身体作りに取り組む。
- ・食育に取り組み、子どもの心と体を育てる。
- ・園外保育を増やし、豊かな経験を重ねることを工夫する。

保育課程の理念を実践し「地域の核」を目指して次の事業を実施する。

I 保育事業

1、通常保育事業

2、特別保育事業

- ① 産休明け保育
- ② 延長保育事業 0歳児の受け入れ
- ③ 障がい児保育事業（すくすく児保育）
- ④ アレルギー児対応事業
- ⑤ その他の独自事業（合宿ができないときは代案を考える）

3、地域子育て支援

- ① 一時預かり事業（クラスで受け入る。定員の未充足を受け積極的に受け入れる）
- ② 子育てひろば（独自）
- ③ 小中高生の育児体験の受け入れ（要請があった時は引き受ける）
- ④ 保育体験（園庭開放・食事体験・保育所体験）1組単位で丁寧に行う。
- ⑤ 出産を迎える親の体験学習（赤ちゃん講座）
- ⑥ 保育拠点活動支援（実習生の受け入れ）
- ⑦ 赤ちゃんふらっと事業
- ⑧ 母子通園（医療的ケア児、虐待防止など）

4、サービス点検調整事業

第三者受審結果を職員と共有し改善を図る。

5、その他

園の独自行事(わらしこまつり)

（3）保育所を利用する子どもの保護者への支援

様々な困難を抱え、支援が必要な家庭が増加している。また各家庭においても個々の状態に合わせた対応や支援が必要とされている。

そんな中で懸命に子育てをしている保護者を尊重し、保育内容を丁寧に伝え子どもの様子を共有して、子育ての伴走者としての立ち位置で家庭支援を行う。

関係機関と連携が必要な児童並びに保護者には家庭支援という立ち位置で連携をとり、保護者支援を行う。

保育所の重要な役割として地域に開かれた保護者支援がある。虐待など不適切な養育で特別な支援を必要とするケースも増えていることを考慮し関係機関への連携を習得する。

必要に応じてケース会議をおこなう。保育（子ども）－保育主任、療育－看護師、保護者－園長が中心となり会議を招集する。

- ・相互理解・・・日常の様子、保育の意図などを丁寧に発信する。

保育活動への参加を積極的に促し子育てへの参加を積極的に促す。

- ・個別の支援・・・保護者の状況に応じて多面的に支援する。

発達や障がいへの個別の課題に、関係機関や臨床心理士との連携を図りながら丁寧に支援する。

- ・育児不安・・・保護者の不安に個別に対応する。

要保護支援を検討するケースにはチームで関わり通告が必要な場合は速やかに対応する。

（４）職員育成

職員全員でわらしこの保育の継承並びに、こども観、保育観を一致していくために園内研修を行う。

園内研修・・・リズム研修、乳児・幼児・食育・保健、その他、必要に応じて処遇改善者以上が積極的に企画する。

歯科医から見る保育について学ぶ

処遇改善研修・・・要件に応じた研修に対応する。

４、児童定員・開所時間

定員 100名

0歳児・・・12名 1歳児・・・15名 2歳児・・・16名

3歳児・・・19名 4歳児・・・19名 5歳児・・・19名

開所時間：通常保育時間 7時～18時

延長保育事業 18時～19時

わたげのクラスを設け、0歳児・1歳児ともにきめ細やかな保育をする。

５、職員配置

常勤職員 22名 園長（1）、保育士（17）、看護師（1）、栄養士（1）、調理員（2）
事務員（1）

パート職員 20名 8時間（4）、保育補助（15）、調理補助（3）

駐輪場整備 2名

学生アルバイト 1名

6、運営計画

今までの保育で核となる考え方を、さらに深め広めていくために、職員でよく話し合い、協力して理解していくことを進める。

運営計画を円滑に行うために、以下の会議をおく。会議はそれぞれ司会と記録者を決める。

会議録は原則会議後 1 週間以内に園長に提出する。

- ・職員会議・・・概ね月 1 回（2H）8 月を除く。（2 時間×11 か月）
- ・総括会議・・・6 月、9 月、1 月、3 月。（2 時間×4 回）
- ・園長、主任会議・・・必要に応じ設ける。
- ・セクションリーダー会議・・・園長・主任・副主任・Bリーダーで保育や業務運営上の情報の共有と意見交換。概ね月 1 回。（2 H × 1 1 か月）
- ・厨房会議・・・月 1 回。8 月を除く。（2H×1 1 か月）
- ・クラス会議・・・概ね月 1 回。8 月を除く。（2H×1 1 か月）
- ・パート会議・・・月 2 回程度。

超勤が発生した場合時間給で支払う。

- ・運営会議・・・園運営について各組織（理事会・職員会・保護者会・職員代表）から代表者を出し情報共有の場とする。
それぞれの立場から要求があれば出し、討議し持ち帰る。（2 時間×3 回）
- ・施設長会議・・・適正な法人経営を確保するための会議
構成メンバーは理事長・各施設長（5 施設）・法人事務長
- ・各種行事会議・・・運動会・まつり・芽吹き会・巣立ちの会（2H×4 行事×2 回）
その他必要に応じての会議を設ける。

各種係りを設置し、職員全員が分担し運営していく

- ・教材発注・管理
 - ：保育教材・教材庫の管理
 - ：修繕が必要なものは職員に声をかける。
- ・衛生
 - ：園内、厨房内の衛生管理
- ・備品
 - ：保育材料以外の備品の発注、整理
- ・アルバム
 - ：卒園アルバムの制作の中心になる。
- ・福祉まつり

- ・絵本
 - ：絵本、紙芝居等の管理、注文。
- ・園内整備
 - ：危険箇所チェックを月に1度行い、改善箇所があったら主任まで報告する。
- ・園庭整備
 - ：園庭の環境整備について、気が付いたことがあったら、職員全体に呼びかけ、協力して清掃及び整備をする。
- ・職員室整備
 - ：自主的に職員が整備に努める。
- ・職員会議
 - ：主任が統括し運営に当たる。（準備・進行・片付け）
 - ：副主任が議事録作成を担う。
 - ：主任は職員会議と総括会議で皆に伝えたい情報資料などをコピーして配布する。
- ・園内研修
 - ：セクション会議にて決める。
- ・アウトリーチ係
 - ：福祉での地域支援を考え地域で何ができるか模索する。将来構想とも連動する。
ホームページの作成に携わる。

7、保育計画

- ①保育園規則及び方針が示すわらしこ保育園が目指してきた（１）子ども像（２）保育目標（３）保育の特色を職員全体で共有し、保護者や関係者にも伝えて理解を広げるとともに時代や、地域、子どもの現状に応じて必要な検討を行い、常に適切な子ども像、保育目標、保育の特色、子どもの関わりの向上を目指します。
- ②子ども像、保育目標、保育の特色を生かした、保育環境の整備、日々の保育、行事などの計画を立案し、安全を基本において、安心の関係を大事に、子どものチャレンジと心と身体の成長を見通した保育活動を展開します。

8、家庭支援

- ・必要に応じて個人面談などを実施して、保護者と子どもの様子を共有し、共に育てていく視点を持つ。
- ・保育参加を通して保育への理解を深めてもらい、子育てを共有する。
- ・保育参加の希望は各クラスで受け、保護者が事務所で申し込み書類を記入する。事務所で申込書の管理をして、クラスと栄養士に報告する。食費は当日実費徴収する。（４００円）
- ・個別支援が必要な家庭には、カンファレンス会議を設け、担当職員だけで対応するのではなく、関係

機関や園全体で連携を取り丁寧に対応し、家族の自立を支援する。

9、食育・アレルギー

- ・健康な心と体は毎日の食生活の積み重ねにより作られると考え、その食事は和食中心で昼食、おやつ、補食の全てを手作りが大切だと考え提供する。
- ・食育計画を保育と連動させ栄養士の責任の下実施する。
- ・乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験を育まれるよう食育に取り組む。
- ・食の大切さを保護者へ伝えるための啓蒙活動（献立表、食事レシピ、面談、離乳食の写真提供など）
- ・食の発達（離乳食のすすめ方）を改定したので保育と連携して確認する。
- ・畑の管理や収穫を通して保育に還元する。
- ・食事だよりの発行 月 1 回（栄養士）

食事内容

- ・旬の食材を多く取り入れ、国産品で農薬を控えたものや、有機栽培したものを中心に使う。
- ・子ども達の味覚を培うために、昆布やかつおの出し汁を使い、素材の味が分かるように薄味で調理する。
- ・伝統食品や郷土食を手作りすることで食べ物の文化を継承していく。
「干す」をテーマに様々な食を提供する。
- ・子どもの育ちを食の面から支えていくという視点を持つ。
- ・近年、食の貧困を感じている。子どもや保護者に食の大切さを発信する。

アレルギーについて

- ・食物アレルギーが増えていることから、安全な給食の提供のために卵、乳製品、牛乳は使用しない。
- ・個別の食物アレルギーについては医師の指示に従って対応し、安全な食事を提供する。

対応児 1 名

10、保健・療育支援

保健

健康についての考え方として自然治癒力・免疫力を大切にする。

基本的な生活（よく眠り、よい食事、たっぷり遊ぶ）を繰り返しながら体力をつけ、免疫力を高め、自律神経を鍛えていく。四季の中で暑い、寒い、冷たいなどを子どもが感じとり本来「人間が持っている力」「自然と向き合う力」「治す力」を使い育っていくことを促す。

- ・全園児健康診断 年 2 回（5 月、10 月）

- ・歯科検診 年 1 回（6 月）
- ・職員健診 年 1 回（9 月）
- ・身長、体重測定 毎月
- ・職員検便実施 毎月
- ・保健だよりの発行 月 1 回
- ・性教育（助産師会との連携で実施する）

療育

1 歳児 1 名、2 歳児 3 名、3 歳児 1 名、5 歳児 2 名

- ・齊藤公子の「子どもから学ぶ」「どの子も育つ」という実践を職員で一致させていき、すくすく児を通してクラス全体の保育を振り返る視点を持つ。また、家庭背景や親の想いを知り支援をしていく。
- ・医療機関と連携をとり療育を進める。

園医、歯科医

小暮医院（脳神経）瀬川クリニック（小児神経内科）、
 榊原記念病院（心臓外科）保健機関（保健センター）、
 相談機関（児童相談所・保健センター・みらい）
 保育アドバイザー、臨床心理士
 都立小児総合医療センター、T o s s i e（児童発達支援事業所）

1 1、環境整備

- ・職員一人一人が安全な保育環境を整えていくために清掃や危険箇所チェックを心掛ける。
- ・樹木や土、砂など感覚を整える環境を整えるために季節の剪定や土・砂などの搬入を怠らないようにする。
- ・遊具の破損や補充を常に検査する。
- ・石や木の枝、落ち葉など子どもの怪我につながらないよう、園庭整備する。
- ・ティールームや倉庫、教材庫などの整理整頓をする。
- ・職員室も環境の一部として清掃を行う。

1 2、専門職の関わり

- ・園医、歯科医、臨床心理士、ぐりん整体さんなどの専門職の手を借り、子ども、保護者、職員の心身の健康支援を行う。
- ・育児困難児や保護者が複雑な事情を抱えている家庭に対しては、臨床心理士と連携をとり、保

- 育園で出来る支援と専門機関に依頼することを整理し支援体制をとるようにする。
- ・配慮を必要とする児童に関して行動観察を行い、カンファレンスを実施する。
- ・地域に専門的なアドバイスを必要とする家庭・保護者・職員に相談支援を実施する。

1 3、研修計画

- ・園内研修の計画を作成し取り組む。
 - ・危機管理、安全対策、個人情報についての研修への取り組み。
 - ・府私保、その他関係機関の研修への参加。
 - ・個人の研修計画の策定と自己研修の推奨。
 - ・他園との交流や、見学の実施。
 - ・処遇改善に必要な研修への参加。
- を考慮し計画的に実施する。

1 4、働き方改善への取り組み

- ・事務仕事については省力化を目指し、お互い協力し合い事務時間の確保に努める。
年間計画、月案など全体理解のもと保育を実施する。
仕事の効率化を図るためパソコンを導入し労働時間の改善を目指す。
ルクミー（午睡チェック）を使用する。
- ・各種会議は時間内に終了するように、議題の整理や進行の計画を事前に立てる。
クラス会議はクラスリーダーが計画し進行する。
セクション会議については、副主任と各クラスリーダーで事前に上記の計画を立てて行う。
リーダー会は主任がレジメを書き事前にメンバーに周知する。
職員会議は主任がリーダー会や園長・主任会を経て執り行う。
園主催の行事は実行委員が中心になり職員みんなで行う。

1 5、年間行事計画

月	こども	保護者
4月	入園、進級、	全体懇談会（リモート）
5月	子どもの日の集い	
6月	合宿	
7月	プール開き 七夕の会	懇談会
8月		
9月	敬老の日の会	

10月	お月見の会、合宿、運動会	運動会
11月	まつり 芋煮会	
12月	おたのしみ会	懇談会
1月	もちつき	
2月	節分	
3月	ひな祭り、芽吹き 巣立ちの会	懇談会（0～5歳児）卒園式

* 遠足・クラス懇談会等は各クラス随時企画する。* 誕生会は毎月末に乳児・幼児で実施する。

* 感染状況次第では行事の内容見直す、または変更もありうる。

16、安全管理

近年様々な自然災害が多く発生していることから、長時間園で生活する子どもたちの安全を確保することは重要である。

どのような災害が発生するかを多様に想定し安全確保や事業継続計画を作成する。

職員の危機管理の意識を高めるとともに、子ども自身が災害から自分の身を守るという意識と行動を身に着けることも重要だと考える。

コロナ2019・インフルエンザなどの感染症拡大の予防に最大限努力する。

不審者対応マニュアルを作成する。

安全計画を策定する。

17、苦情解決第三者委員の取り組み

第三者委員

概要	苦情解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、法人に第三者の立場に立つ第三者委員を設置する。		
第三者委員	河内 昌毅	携帯	090-4959-1114
	花原 幹夫	電話・FAX	042-392-0197
	芝 喜久子	携帯	080-1088-2090

苦情解決システムを園内に設ける。

わらしこ保育園で生活する子どもの保護者、地域からの苦情を解決するためのシステム。

苦情解決責任者・・・園長

苦情受付係・・・保育主任

苦情解決委員・・・園長・主任・クラス代表者

ノート、口頭での苦情・意見・要望をa, b用紙を活用して記録する。

会議は苦情解決責任者の判断で必要に応じて開かれる。

18、ボランティア、実習生の受け入れ

近年の人材確保が困難な中、実習生受け入れは次世代の保育者を育てるためにも積極的に受け入れを行ない、人と関わることや仕事が楽しいことを伝えていく。

小、中、高生の受入れも積極的に行い意欲を持って関われるように努める。

19、地域支援と地域との関係

- ・在宅子育て事情を知り、地域の中での子育て支援の意味を積極的に職員間で深めていく。
- ・全体的な計画の保育園の社会的責任を職員間で共有する。
- ・地域の中で保育をしていく上で、共存について意識と自覚を高める。
- ・他施設との交流を深める。

① 子育てひろば

- ・主として乳幼児（0歳から3歳まで）をもつ親とその子が気軽に利用でき、交流できる場を提供する。

【リズム遊び】

【赤ちゃん講座】歩行前の保護者を対象に子どもの見方や子育ての学びを提供する。

ロールマットで体の凝りや左右差などを見る。

【子育て相談】日常的には、園長・主任・栄養士・看護師が相談にあたる。

記録に残す。（専用ファイル）

【園庭開放】不定期で希望者があれば実施。地域の方が自由に集える場として園庭を利用できる。1回の利用は1家庭として丁寧にかかわる。

【食事体験】園庭開放を利用後、園の給食を実費で食することが出来る。

大人 400円 子ども 300円

1回の利用を1家庭として丁寧にかかわる。離乳食は実施しない。

② 地域支援事業

[保育所体験特別事業]

目的：保育を必要とする地域の親子に園舎を開放し入所児との交流を通じて育児上の相談などを受ける。

- ・同世代の子どもの姿を見て、子どもの発達のことや、子育ての方法を知ってもらうこと、感じてもらうこと。

- ・保育体験の時間は午前中を基本とする。
- ・離乳食の相談は厨房として受ける。
- ・利用者には事務所で名前・年齢・住所等を記録してもらい料金を頂く。

食費は、大人 4 0 0 円、子ども 3 0 0 円。

感染症の拡大によっては中止。

[赤ちゃんふらっと事業]

急な授乳やおむつ替えの立ち寄りスペースを提供する。

医務室、0 歳児室。

感染予防を実施する。

[職場体験]

小・中学生の育児体験（職場体験）の受け入れ要請があれば検討する。

[保育拠点活動支援]

高校生、大学生、専門学校の実習生の受け入れ学校と連携し相談しながら実施する。

【母子通園】

地域の要請を受け、保育の視点や療育の視点を希望する母子へのアドバイスや集団生活の体験。

園庭開放や保育体験を発展させたもの。

一時預かり、定期利用保育事業の実施

定期利用者・・・保育認定書を持ち継続的な就労により保育が必要な場合。

一時預かり・・・リフレッシュなど、利用理由は問わない。

クラスに所属し保育する。

他園との交流

- ・わらしこ第 2 保育園との実践交流。
- ・児童発達支援事業所「Tossie」との交流保育。
児童の受け入れと実践交流。
- ・愛知県、ももの木保育園、のいちごこども園の受け入れと実践交流。

2 0、広報活動

保育園の情報はホームページなどで公開する。

ホームページの更新を適時行う。

2 1、福祉サービス第三者評価の受審

昨年度実施。結果を掲示する。

2 2、その他、園の独自事業

・卒園児との交流

園の行事や取り組みを通して卒園児と交流する。

・合宿

春・秋の2階の取り組みを通して自立の意識を育てる。

子ども同士・職員との共同・協働の生活を送る。

自分に対する自信（自己肯定感）を育む取り組みをする。

・まつり

保育の一環として地域やOBとの交流を図る。

保育の内容を地域や保護者に伝える。

まつりに向けて各クラスの取り組みを実施する。

・文集

保護者主催の文集づくりに協力する。

原稿の提出、写真の提供の協力

わらしこ保育園 役割・業務について

＜体制表＞ 別表を参照

以 上

令和 5(2023)年度 わらしこ第 2 保育園事業計画書

はじめに（事業計画を立案するにあたって）

コロナウイルス感染状況は一段落して令和 5 年度は活動の拡大が可能になると考えられます。コロナ禍下の試練は引き続き少子化の加速となっており 4 月 1 日段階では昨年同様に保育所の定員が埋まらない現状となっています。

令和 5 年度は、4 年度に引き続き、わらしこの会の理念に基づき、昨年度の 3 点に加えて次の 4 点を事業計画推進の重点に据えて取り組んでいきます。

1、事業計画の重点と進め方

1. 子どもとご家族の最善の利益を常に第一にして、子どもの成長・発達に必要な保育をすべての職員が共に進めます。
2. 職員一人一人を大事にしてそれぞれの持つ力が、自分らしく発揮できるように、意見を大切にしながら運営していきます。
3. わらしこ第 2 保育園がこれまで大切にしていたことを全職員で確認しながら見直しと発展を追求して実施していきます。
4. 組織的取り組みとしての役割、役割と責任、組織の一員としての個人の力と組織全体の力を発揮できる働き方を検討し、日々前進していく職場運営を目指します。

これらを昨年度よりも一歩進めて実現するために、全職員と必要な情報共有の徹底を大切にし、会議の前に資料を作成して共有する、結果の記録・決定などを共有して周知することなど、この 1 年間で職員の努力により浸透してきていることをさらに組織的に整えていきます。また、職員の意見が反映しやすい仕組みとして、意見書の活用や職員間のコミュニケーションがとりやすくなるように会議の在り方や主任・副主任層、クラスリーダー層を核としたチーム労働力を推進していきます。また、職員間のコミュニケーションの場、および研修の場を設けて一人一人の持つ強みを活かした働きができるように発展期としての活動を積極的に展開していきます。

令和 5 年度は、この 1 年間で向上してきている職員間のチームワークを大事にし、組織的な働きを活かせる仕組みの実践として職員一人一人が役割をもって運営にコミットすることができるように検討していきます。このことにより保育園の一員として、全職員が協力できる組織的な活動を築いていきます。

これらの具体的な計画と推進は、以下の事業方針のもとに随時、職場内において検討して実施していきます。

2、保育理念

わらしこ第 2 保育園規則において定め、重要事項説明書に明記している保育理念を常に意識し、

適切な理解を深めて、それを実現するための保育事業の展開を進めていきます。

(1) 保育理念 (2) こんな保育園に 今年度は、これまで、そのまま引き継いできた点や昨年度に園長から提案して修正した内容等も併せて、この2点についての検討を深め、内容周知を図るとともに、必要な文言としての整理を行っていきます。(保育理念は、毎年変えるようなものではないので年度の事業計画には転記しません。)

3、今年度の事業推進の重要事項

(1) 法人職員として

- ① 法人の職員として一人一人が法人の事業を知り、法人の職員間、事業間の交流などに積極的に参加して、法人全体を意識して働くように心がける。
- ② 法人の事業や理事会の状況、課題らについて職員会議等で報告共有できるように施設長は務める。

(2) 保育について

- ① 保育、保健、食事の3つの視点で連携をとり子どもを育てていく。
(3本柱の保育を一致する) 個々の職員も3つの視点を持ってこどもを理解する。
わらしこの保育の基本となる考え方であり、全職員が深く理解するために計画的に研修と話し合いを進めていく。
- ② 成長マップを活用し保育内容の理解を深めその向上を常に追求する。保育の質の向上適切なかわりの向上に取り組む。
- ③ 一人ひとりの子どもの状況に応じた保育を組織的に展開することに取り組む。
- ④ 観劇、生の演奏や歌などに触れられる行事をつくり、子どもに豊かな文化を伝える。
- ⑤ 畑を活用した食育に取り組み、子どもの心と体を育てる。
- ⑥ 園外保育で豊かな経験を重ねる。またコロナ禍で昨年度実施できなかった松之山合宿について話す場を設け、考えていく。松之山にこだわらず可能性を追求する。

(3) 保育所を利用する子どもの保護者との共同子育て

- ① 懇談会や個人面談などを実施して、保護者と子どもの様子を共有し、共に育てていく。また、保育参加を計画し、保護者に保育への理解を深めてもらうことにより共同子育てを進めていく。
- ② 保護者を尊重し、保育内容を丁寧に伝え子どもの様子を共有して、子育ての伴走者としての立ち位置で共同子育てを進める。
- ③ 園舎や畑を活用しての親子の取り組み、行事への親子の取り組みを行うことを通して共同子育てを進める。

(4) 職員育成

個人の研修計画の策定と自己研修の推奨。今年度も成長マップを使用した職員面談を実施。

職員の適正配置と、OJT、スーパービジョンを組み立てて、職員育成を図っていく。

職員研修は13で示した。

(5) 風通しの良い組織的な運営

- ① 組織的な取り組みによる「安心感のもとでの保育活動」を進めるために、園長、主任、副主任、クラスリーダーの役割の明確化と各会議の役割、必要な情報の共有と周知決定の仕組みを改めて整理し、風通しの良い運営を進めていく。
- ② 安全管理の強化として BCP（事業継続計画）安全計画、安全マニュアルの検討と確立を進めていく。
- ③ ICT ソフトの活用をさらに進めて、コドモンの機能を可能な限り活用する方向で取り組むことにより、職員の情報の共有化、労働環境の改善を進める。

4、児童定員・開所時間

定員100名

0歳児・・・6名 1歳児・・・18名 2歳児・・・19名

3歳児・・・19名 4歳児・・・19名 5歳児・・・19名

開所時間：通常保育時間 7時～18時

延長保育事業 18時～19時

5、職員配置（年度当初予定）

正規職員 23名 園長（1名）保育士（16名）看護師（1名）栄養士（1名）
調理員（3名）事務員（1名）

非正規職員 22名 保育士（12名）保育補助（1名）調理補助（1名）
子育てひろば担当（4名）駐輪場整備（2名）園内清掃（2名）

6、運営計画

今年度は、次の基本的考え方により計画的に運営を行う。

「職員集団の総論信頼に基づいた議論の中で生み出された安心感の中での働き方」を追求する。この働き方が、子どもや保護者の最善の利益を大事にする保育を生み出す力になる。

- ① 組織的に、よく話し合い、共通認識をもって職員間の協力のもとに、全職員が安心して、共通の目指す保育活動、子育て支援活動を展開していきます。
- ② 職員同士で話し合う機会を確保し、保育を深めみんなで考えて作り出す保育に取り組みます。事

前準備、コドモン活用のアンケートなどにより、原案を事前に提案することや勤務表の改善により時間を効率的に工夫して、子どもの育ちやかかわり方、保育についての話し合いの時間を増やしていきます。

- ③ 物事の決定のプロセスを分かりやすくすること、必要な情報を必要な職員に適切に共有する仕組みを整えていきます。

(1) 運営のための会議

運営管理、事業を円滑に行うために、以下の会議をおく。

会議は、それぞれ司会者と記録者を決めて実施する。会議の記録は原則として会議後 1 週間以内に園長に提出する。

① 職員会議・・・月 1 回（2 H）

原則として、報告は文書で行い検討の必要な事項の話し合いをしていく。そのために必要なことは資料を作成する。以下の会議の報告確認と必要な検討を行う。

② 総括会議・・・期ごとに長時間会議（Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期ともに土曜日開催） （Ⅰ期 4・5・6月 Ⅱ期 7・8・9・10・11月 Ⅲ期 12・1・2・3月）

③ 運営部門会議・・・園長と業務主任及び園長が必要とする職員（月 2 回程度）

緊急に決めなければならないものについてはこの会議で決める。

④ 園長、主任、副主任会議・・・月 1 回 18 時～20 時

係として決まっていない必要な職員の役割分担を決めるのはこの会議。

⑤ 厨房会議・・・月 1 回（1～2H）

⑥ 乳児会、幼児会・・・月 1 回（2 H）

⑦ クラスリーダー会・・・月 1 回（2H）

⑧ クラス会議・・・月 1 回（2 H）非正規職員も参加

⑨ 療育支援会議・・・すすく及び気になる子どもについての会議

⑩ ひろば運営会議・・・月 1 回

⑪ 非常勤職員会議・・・必要に応じて設ける。

⑫ その他、園長が必要とした会議（マニュアル検討会議、畑活用会議など）

(2) 職員の係

職員全員が分担して担っていく。分担は 4 月中に決定する。

① 教材発注・管理・絵本・・・クラスリーダー会

- ・保育教材・教材庫の管理
- ・絵本、紙芝居等の管理、注文。
- ・おもちゃ等の管理
- ・修繕が必要なものは職員に声をかける。

② 園内整備・園庭整備、修繕・・・

- ・常に園内を見渡して、園内の美化に努める。
- ・夏場のシェイド掛けや簾掛け等必要なことがあれば、他に呼びかけて設置する。

③ 職員室整備・・・

- ・職員室（職員室前トイレ含む）を見渡して、美化に努める。
- ・職員室の物品等の整理、掲示物、新聞等の整理

④ 畑管理

- ・畑の管理、運営、活用

7、保育計画

- ① **保育園規則が示す**わらしこ第2 保育園が目指してきた(1) 子ども像、(2) 保育目標、(3)保育の特色、を職員全体で共有し、保護者や関係者にも伝えて理解を広げるとともに、時代や地域、子どもの現状に応じて必要な検討を行い、常に適切な子ども像、保育目標、保育の特色、子どもへのかわりの向上を目指します。
- ② 子ども像、保育目標、保育の特色を活かした、保育環境の整備、日々の保育、行事等の計画を立案し、安全を基本において、安心の関係を大事に、子どもたちのチャレンジと心と身体の成長を見通した保育活動を展開します。
- ③ クラスで検討して活用できる保育にかかる必要なクラス経費を予算化して、クラスの保育内容向上を進める。

8、家庭支援

- ① 様々な困難を抱え、支援が必要な家庭が増加しています。専門的な支援も必要とするケースも増えているので、臨床心理士とも連携しながら、支援を行っていく。
- ② 個別支援が必要な家庭には、担当職員だけで対応するのではなく、**必ず園長に報告し支持を得て**関係機関や園全体、また臨床心理士とともに連携を取り丁寧に対応し、家庭の自立を支援する。
- ③ 専門的なソーシャルワークを活用するための取り組み準備を具体的に始める。ケース会議を必要に応じて実施し、保護者の抱える問題点の共有、誰がどのように関わっていくか等具体的な対応方法も立てて支援をしていく。

9、食育・アレルギー

(1) 食育

- ・健康な心と体は毎日の食生活の積み重ねにより作られると考え、その食事は和食中心で昼食、おやつ、補食全てを手作りすることが大切だと考える。
- ・乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験を育まれるよう食育に取り組む。

- ・食の大切さを保護者へ伝えるための啓蒙活動
(給食便りの発行月 1 回、面談、離乳食の写真提供など)
- ・畑を活用し、園の食材としての供給だけでなく、保育と連携し畑を通して食育の実践をしていく。

(2) 食事内容

- ・旬の食材を多く取り入れ、国産品で農薬を控えたものや、有機栽培したものを中心に使う。
- ・子ども達の味覚を培うために、昆布やかつおの出し汁を使い、素材の味が分かるように薄味で調理する。
- ・様々な食材や調理方法を取り入れて幅広い食を経験する機会を設けていく。

(3) アレルギーについて

- ・食物アレルギーが増えていることから、安全な給食の提供のために卵、乳製品、牛乳は使用しない。
 - ・個別の食物アレルギーについては医師の指示に従って対応し、安全な食事を提供する。
- アレルギー児 5 名

10、保健・療育支援

(1) 保健

健康については「自然治癒力」を大切にする。基本的な生活（よく眠り、よい食事、たっぷり遊ぶ）を繰り返しながら体力をつけ、免疫力を高め、自律神経を鍛えていく。四季の中で暑い、寒い、冷たいなどを子どもが感じとり本来「人間が持っている力」「自然と向き合う力」「治す力」を使い育っていくことを促す。

- ・全園児健康診断 年 2 回（5 月、10 月） ・歯科検診 年 1 回（6 月）
- ・職員健診 年 1 回（9 月） ・職員検便実施
- ・「げんきだより」（保健便り）の発行 月 1 回

(2) 療育

- ・1 歳児 1 名、2 歳児 1 名、4 歳児 1 名、5 歳児 1 名（4 月当初 4 名）
- ・療育支援会議を開催し、副主任看護師のもとに支援内容の充実を図る。
- ・その際、以下の必要な医療機関と相談機関等と連携をとり療育を進める。

小暮医院（脳神経）、瀬川クリニック（小児神経内科）、榊原記念病院（心臓外科）

医療機関（保健センター）、相談機関（児童相談所・保健所・みらい）

臨床心理士

都立小児総合医療センター、T o s s i e（児童発達支援事業所）

11、環境整備

- ・マニュアルを作成し、安全な保育環境を整えていく。職員一人ひとりが担当のクラスのみではなく、園全体を意識して安全な環境を整えていく為にも、清掃や危険箇所チェックを心掛けていき、破損等

見つけた際にはすぐに主任に報告し修繕を行っていく。

・畑は担当者を中心に、全職員で取り組んでいく。**保育所の畑として食育、保護者との共同子育てにも活用していく。**

・南側の園庭も、環境を整えるために季節の剪定や雑草抜き等を怠らないようにするとともに、花壇としての活用を行っていく。

1 2、専門職の関わり

園医、歯科医、臨床心理士及び、ぐりん整体さんなどの専門職の手を借りて、子ども、保護者、職員の健康支援を行っていく。

1 3、研修計画

研修計画は4月末までに決定する。

- ① 子どもの最善の利益にそう保育を実施するために、職員の子ども観、保育観、人間観、保育力、保育者力、人間力の向上に必要な研修を計画的に実施する。
- ② 研修は園内研修と園外研修(宿泊を伴う研修、1日研修、オンライン研修など)を実施する。
- ③ 園内研修・・・リズム・うた研修、ロールマット研修、歯科医研修、臨床心理士研修、普通救命認定士研修、子どもへのかかわり方研修、危機管理、安全研修などを実施する。OJT研修やオンライン研修、グループ研修などの方法で実施する。

優先順位及び研修準備は、今年度からは園長・主任・副主任会議で決めて、計画的に実施する。

- ④ 園外研修・・・管理職研修、キャリアアップ研修、府私保園長会が計画実施する研修、その他、様々な団体が実施する研修に派遣する。

派遣研修は4月末に計画を作成する。その後は園長が必要とする研修を加える。

- ⑤ わらしこが大事にする保育観や保育内容に関する研修については必要性に応じて可能な範囲で積極的に計画実施する。

1 4、働き方改善への取り組み

・事務仕事については省力化を目指し、お互い協力し合い事務時間の確保に努める。

ICT化を進めていく。

午睡センサーの導入。(ルクミー)

・会議は時間内に終了するように、議題の整理や進行の計画を事前に立てる。

・**コロナ禍の下での状況から一歩出て、今年度は超過勤務のない働き方を進めていく。**

1 5、年間行事計画

① 主な行事の年間予定

月	こども	保護者
4月	入園、進級	全体懇談会・各クラス懇談会
5月	子どもの日の会、春合宿	
7月	七夕	
9月	秋合宿、お月見の会、敬老の日の会	
10月	運動会	運動会
11月	芋煮会	各クラス懇談会
12月	お楽しみ会、もちつき	
2月	節分	全体懇談会・各クラス懇談会
3月	ひな祭り、巣立ちの会、地球組を送る会	巣立ちの会

- ② 運動会と巣立ちの会は、実行委員会を設置して、計画準備を行う。
- ③ 他の行事は担当者を決めて消す角準備を行う。
- ④ 表にない、以下の取り組みがある。クラス別遠足、調理保育、ミニ遠足 これらはクラスからの計画提案により、随時計画を確認して実施する。
- ⑤ 行事については、社会状況を考慮して適切に変更等の対応を行う。

1 6、安全管理

自然災害だけでなく事故も起きている。子どもたちの安全を確保することは極めて重要であり、どのような災害や事故が発生するかを多様に想定し安全マニュアルや BCP（事業継続計画）を作成する。職員の危機管理の意識を徹底するとともに、子ども自身が事故や災害から自分の身を守るという意識と行動を身に着けることも考慮して命を守る取り組みを進めていく。

新型コロナウイルス等、感染症に対しても感染拡大の予防に最大限努める。

災害時の対策としての避難場所等は、別に定め、関係者に徹底する。

1 7、苦情解決第三者委員の取り組み

社会福祉法に基づく、苦情解決委員会を設置し、苦情申し出人に対する適切な支援を行うため、苦情解決第三者委員会を設置する。

苦情解決委員会

苦情解決責任者・・・園長 苦情受付係・・・保育主任

苦情解決委員・・・園長・主任・クラス代表者

苦情解決第三者委員会 施設長が招集する。

河内 昌毅さん	携帯	090-4959-1114
花原 幹夫さん	電話	042-392-0197 (変更有)
芝 喜久子さん	携帯	080-1088-2090

ノート、口頭での苦情・意見・要望を、苦情・相談・解決受付用紙を活用して記録する。
会議は苦情解決責任者の判断で必要に応じて開く。

18、ボランティア、実習生の受け入れ

近年の人材確保が困難な中、実習生受け入れは次世代の保育者を育てるためにも積極的に行ない、人と関わること、仕事が楽しいことを伝えていく。

小、中、高生の受入れも積極的に行い、意欲を持って関わられるように努める。

※コロナ禍でも安心・安全に実施できるように、出来る限りに感染症対策を行っていく。

19、地域支援と地域との関係

地域の中での子育て支援の意味を積極的に職員間で深めていくとともに、子育て支援事業を積極的に実施し、地域支援の取り組みを広げていく視点で取り組んでいく。

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

・主として乳幼児（0歳から3歳まで）をもつ親とその子が気軽に集い、交流できる場を提供する。

〔子育て相談〕 日常的には、園長・主任・栄養士・看護師が相談にあたる。

記録に残す。（専用ファイル）

〔自由交流〕 地域の方が自由に集える場として園内の子育て支援室を利用できる。

(2) 地域支援事業

〔保育所体験特別事業〕

目的：保育を必要とする地域の親子に園舎を開放し入所児との交流を通じて育児上の相談などを受ける。

・同世代の子どもの姿を見て、子どもの発達のことや、子育ての方法を知り、感じてもらう。

・離乳食の相談は厨房としてから、受ける。

〔講座〕 1年間を通して、離乳食講座、リズム講座を企画・計画する。

リズム（各クラスで分担）・離乳食講座 月2回（栄養士）

〔健康増進支援事業〕 地域の未就学児を対象に健康相談、健康診断をおこなう。

担当 嘱託医、看護師。要予約。

〔赤ちゃんふらっと事業〕 急な授乳やおむつ替えの立ち寄りスペースの提供。

〔職場体験〕 中学生の育児体験（職場体験）の受け入れ

〔保育拠点活動支援〕 高校生、大学生、専門学校の実習生の受け入れ

〔出産を迎える親の体験事業〕 育児不安の軽減

- (3) 一時預かり、定期利用保育事業の実施
各クラスにて受入れを行う。要綱に従う。

20、広報活動

保育園の情報はホームページの「ブログ」「お知らせ」などで引き続き積極的に公開する。

21、第三者評価受審

3年に1度受審する。令和3年度受審済。

添付1 わらしこ第2保育園 保育理念・保育方針

添付2 わらしこ第2保育園 令和5年度職員の役割と体制表

わらしこ第2 保育園 保育理念・保育方針

1. 保育園保育理念

わらしこ第2 保育園では、子どもたちの育ちに次の願いをもって保育を行います。

- ① わらしこ第2 保育園に関わる全ての子どもたちが、安心できる大人のもとでのびのびと育ち、人と人との関係で生じる温かさと信頼を実感して、人類の平和と文化に貢献できる基礎が育つように願い、保育を常に向上させることに努力します。
- ② 保護者の願いを共に考え、保護者と協力して子どもの成長を育み見守る共同子育ての追求を通して保護者と大人(保育園の)の共通の願いを一緒に実現することに努力します。
- ③ 子どもに関わる大人は子どもの最善の利益と子どもの福祉の増進を第一にして、保育園が保護者に信頼され、安心して預けられる場、相談できる場となり、地域の子育ての核となるために努力します。

2. こんな保育園に

- ① 働くことと子育ての両立を求める保護者が安心して預けられる保育園に。
- ② 集団生活を通して子ども達の自立へ向けての土台をしっかり耕すことができる保育園に。
- ③ 保護者が心身共にゆとりを持てるように支援し、共同子育ての仲間になれる保育園に。
- ④ 子どもと子ども、子どもと保護者、保護者と保育者、保護者同士、保育者同士がともに育ちあえる保育園に。
- ⑤ 地域住民との連携の中で、豊かな子育てが支えあえる保育園に。
- ⑥ 地域の保育、教育、医療と連携し保育の向上を求め続ける保育園に。
- ⑦ 一人一人を大事にし、安心が広がる場、平和な社会をめざしていける保育園に。

3. 子ども像

- ① 自然を愛し、四季の変化の中で五感を使って遊び切る子ども。

自然の中で遊具に頼らず十分遊んで心身を開放させ、発見し、学び、感謝し、好奇心や関心を持ち四季の自然を愛しんでほしい。

遊ぶことは子どもの仕事。とことん遊びきることで意欲、活動力、集中力を育て丈夫でしなやかな心と身体になり、働くことが好きになってくる。

基本は基礎体力がしっかりあること。

生活リズム、食べること、睡眠を整え、筋力をつけること、脱力することに配慮した保育で、病気に負けない免疫力、神経系の強化を図る。

- ② 豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばす子ども。

楽しい生活を作りあげていくこと。それは、四季折々の季節感を盛り込んだていねいな生活。明日へと積み重ね作り上げていく生活である。

主体的な行動が、自信を育みます。豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばす。

③ 集団の中で自己を表現する力をつけ、友達を受け入れ仲間と共に育ち合う子ども。

子ども自身が言葉や態度で、意思を表現しようとすること、伝えること、これらはとても大切なことであるとして、それが表明できる人的環境があるということが、とても重要です。大人が子どもに向き合い、言葉を使って関係を積み重ねることで、人への信頼関係を育てる。

4、 保育の目標

保育の中で現在の子どもたちに必要な力は、丈夫で・しなやかで・健康な心と身体を基本とし、以下の五つの力を豊かな生活体験をしながら育んでいきたいと願う。

- ① 人とかかわっていける力(社会的能力)
- ② 働ける力(労働能力)
- ③ 言葉で伝えられる力（言語的能力）
- ④ 知っていく力（認知能力）
- ⑤ 生命をはぐくみ育てていける力（健康管理能力）を豊かな生活体験をしながら育んでいくことが保育目標である。

5、 保育の特色（3つの力を育てる保育）

- ① 心と身体のバランスをとる力
 - ・身体のバランスは、心のバランス。ともに安定させる。
 - ・食事は和食中心で、成長に必要なバランスのとれたものを食する。
 - ・毎日の戸外遊び、ロールマット、リズム遊びを取り入れ血行を促し、しなやかな身体をつくる。
- ② 考える力
 - ・子どもを一人の人間として尊重し自らが、多くの生活体験の主体者だと実感させる。そして、その体験を通して自分で考える力を引きだしていく。
 - ・視て、聴いて、触って、感じることで自己を表現する力も言葉とともに育てる。
 - ・自己の内面の自我を育てる。
- ③ 生きていく力
 - ・基本になるのは、まず、「自分」がしっかりあること。自然の中での様々な体験 が自分への信頼となり学齢期への原点となるよう、知識より知恵としての力をつける。

以 上

令和 5(2023)年度 学童保育所事業計画書

【小金井市立まえはら学童保育所】委託事業

【小金井市立みなみ学童保育所】委託事業

1、保育理念

一人でも多くの子どもたちが、平和な世の中で、安心できる大人のもとでのびのびと育ってほしいと願いながら、人間としての自立に向かって保護者と支援員が協力して子どもの成長を育み見守るといふ、子育ての共同化を目指します。そのために、子どもに関わる大人は子どもの最善の利益と子どもの福祉の増進を常に考えます。学童保育所は親が安心して預け、相談できる場であり、地域の核となることを理念とします。

2、学童保育目標

- ① 働くことと子育ての両立を求める保護者が安心して預けられる学童保育所に。
- ② 集団生活を通して子どもたちが主体となる生活をつくり上げていける学童保育所に。
- ③ 子ども・保護者・支援員が共に育ち合える学童保育所に。
- ④ 父母会や地域との連携の中で、豊かな子育てが支えあえる学童保育所に。
- ⑤ 関係機関や地域と連携し、保育の向上を求め続ける学童保育所に。
- ⑥ 支援員が心身共にゆとりを持ち、責任を持って保育にあたれる学童保育所に。
- ⑦ 平和な社会をめざしていける学童保育所に。
- ⑧ 食を通して心身共に健康で、朗らかな生活をおくれる学童保育所に。

3、学童保育所が目指す子ども像

年間目標

「仲間を大切にし、お互いを認め合える集団づくりをしていく」

- ・異年齢の仲間との生活を通して、友達をおもいやり、意欲的にあそべる子に。
- ・自分の考えや思いを、伝えられる子どもに。
- ・自分のことは、自分でやれる子どもに。
- ・相手の気持ちを考え、行動できる子どもに。

4、基本方針

- 子どもに関わる大人が子どもの最善の利益を常に考えていきます。
- 支援員と子どもの信頼関係、子ども同士の信頼関係の構築を重視していきます。
- おやつを手作りで行うことを基本と考え、安心、安全な物を提供できるようにしていきます。
- 子どもが安心して登所し過ごすことができる、地域の核となる学童保育所を目指します。
- 保護者との意志疎通を十分に図ることによって、子どもの安全や健康、保護者の安心を最大限に確保するために面談の機会を設けるなど対話を大切にしていきます。
- 学童主催行事はもちろん、父母会主催行事と積極的に連携し、保護者との交流を図っていきます。
- 小金井市や市内の他の学童保育所との連携を密にしていきます。
- 小金井市、学童保育連絡協議会などの研修に積極的に参加し、学童保育の知識を深めていきます。

***学童保育事業（小金井市放課後健全育成事業）を、運営業務委託仕様書・業務マニュアルに沿って行う。**

5、保育内容

「ただいま」と元気よく帰ってきた子どもたちを「おかえり」と迎える支援員、そんなやり取りから学童保育の毎日が始まり、だれもがお互いを認め合い安心してのびのびと過ごせる場、ほっとできる場でありたいと思っています。

学童保育は、3年生がリーダーとなって1・2年生と協力していく、異年齢による集団生活の場です。日々子ども同士のかかわり合いの中で起こる様々なこと、けんかや行き違い、怒りや悲しみ、喜びや楽しみなどを、それぞれが個性ある仲間として認め合い・助け合って、一人ひとりが共に成長していける集団づくりをしていきたいと思っています。

そして、子どもたちが、自分たちのあそびや生活を発展していけるように知恵を出し合い、みんなで考え、創り上げていく仲間関係を大切にしていきます。

学童保育所では、異年齢の仲間の中で、だれもが生活やあそびを通して、お互いに育ち合い、子どもたちが主体となる「生活の場」を目指していきます。

具体的な取り組みは以下のとおりです。

（１） 基本的生活習慣

挨拶、言葉づかい・身辺自立などができるように声かけをし、共有物の扱い方、健康・衛生に関する知識と判断を身につけていけるようにします。

（２） 集団生活

異年齢の仲間との生活をとおりて、集団生活のルールやマナーを身につけ、様々なかかわりの中

で仲間とあそぶ楽しさや思いやりを育んでいきます。

(3) 班編成

毎日の生活の単位となる班を学期ごとに編成し、1～3年生までの混合班を基盤としながら、あそびや取り組み、学童での生活を学ぶ場として進めていきます。

(4) 集団降所

地域ごとに降所班を編成し、3年生を中心に、まとめて安全に降所できるようにします。

(5) あそび

* 自由あそび

放課後に、仲間と好きなあそびを展開する中で、一人ひとりが満足感・充実感を持つとともに、子ども同士の関わり合いや、その中で自分を表現したりコントロールしたり、コミュニケーション力を育みます。

また、野川の自然に恵まれた環境を活かして、四季折々のあそびを楽しみます。

* 集団あそび（みんなであそぼう等）

異年齢であそぶダイナミックなあそびを通して、あそびのルールを教えあい、あそびの世界や友だち関係を広げていきます。

(6) 誕生会

毎月ごとに、友だちの誕生日をみんなで祝いし、お互いをより分かり合っていく場とします。

(7) 行事・取り組み

学童生活の節として、「歓迎会」「デイキャンプ」「けん玉」「ドッジボール」「お楽しみ会」「3年生を送る会」など、子ども同士の教え合いや取り組み過程を大切にしながら、主体的に取り組んでいけるよう援助していきます。

(8) 話し合い

子どもたちが主体的に生活していけるよう、あそびや行事などの取り組みについて、話し合いの場を大切にしていきます。

(9) おやつ・食物アレルギー

おやつは、夕食までのつなぎとなる補食として捉えるだけでなく、支援員一人ひとりが、買い出しから献立まで考え、手作りを中心に準備を進めることで、栄養面だけでなく、五感を通して感じ楽しめるおやつを目指します。

また、メニューだけでなく環境としても武蔵野公園(原っぱ)を利用した“はらっぱレストラン”など、広い自然の中でおやつを楽しむ時間も大切にしていきます。(みなみ学童保育所)

そして、単におやつとしてだけでなく、子ども同士の関係性・支援員とのつながりなど、心の成長も大切にできるおやつを考えていきます。

食物アレルギーについては、小金井市学童保育所における食物アレルギー調査表を保護者に提出してもらい対応を行います。保護者の方と相談しながら、アレルギーを持つ子どもも楽しく安心して食べられるように目指します。また、アレルギー一覧表や、個別カードを作りダブルチェックを行い誤食がないようにします。

～おやつ時の新型コロナウイルス感染症対策～

おやつの食べ方については、感染症対策を第一に考えながらも、子どもたちが気持ちよくおや

つの時間を過ごせるような工夫を常に考えていく。

おやつ前の手洗い、消毒、配膳中のマスク着用など徹底していく。

緊急事態宣言、まん延防止期間は小学校との連携において学級閉鎖など状況が悪化している時には、手作りおやつは行わずに、持ち帰りおやつなどの工夫も行っていく。

(10) 食育の日

食育基本法を受け、小金井市では食育推進計画を実施していることから、月に1回「食育の日」を設定し、おやつ作りや食にまつわる話をするなど、食べることにに関する知識や役割についての理解を深めていきます。また、畑づくり・栽培・手作りおやつなど日々の生活を通した食育も大切にしていきます。

(11) 栽培活動 畑づくり

畑で野菜を作ったり、花を育てたり、命を育み、生きる喜びや感謝の気持ちを育てていきます。また、身近に咲いている様々な草花を季節ごとに飾り、生活を彩りながら自然と草花などの名前を覚えていけるように取り組んでいきます。

(12) 飼育

野川や身近にいる生き物に沢山ふれ、生き物を身近に感じ、生体や、生きていく環境など色々なことへの興味関心を育む。また、飼育を通して生き物をさらに身近に感じ、育てる経験から命について学ぶなど、さまざまな学びを大切にしていきます。

(13) 支援が必要な子どもたちと共に

自身の育つ力を大切にし、支援員は、支援が必要な児童に対しての知識・理解を深め、児童が様々な学童保育の仲間との関わりや生活を通して成長していけるように支援していきます。

(14) 当番活動

全体活動での進行や、おやつ時の「いただきます」「ごちそうさま」、降所時のあいさつ等を3年生が交代で担当し、リーダーとしての自覚を持たせていきます。

(15) おたより

行事や子どもたちの様子、連絡事項などをおたよりでお知らせします。子ども同士のかかわりや、エピソードなど学童で過ごす子どもたちの姿を、保護者の方と共有していきます。

(16) 保護者会・個人面談

保護者会や個人面談などを通して子どもの姿を分かち合い、子どもたちの成長を喜び合える場と考えています。

保護者会は学期に1回以上行います。個人面談は、新入所生 5～6 月に、2・3 年生は、10 月に行います。

(17) 学校との連携

子どもたちの日々の生活の場所は、家庭、学校、学童の3カ所になります。その中で、子ども同士のかかわりや、一人ひとりの姿を大切に見ていくために、学校との連携を大切にし、子どもたちの担任の先生との情報交換も行っていきます。

2022 年度からは小学校の教室も利用し暫定第3学童保育所の運営も行っていくため、細かな時間調整など毎月小学校と打ち合わせを行っていきます。

(18) その他

- ・子ども同士の関係を繋いでいくだけでなく、保護者同士も繋がり合えるような援助をしていきます。
- ・会議や研修を通し、障がいに対する知識や理解を深めていきます。
- ・個々に合わせた支援を行えるように、計画や目標を立て、日々とらえ直しながら保育を行っています。
- ・巡回相談など専門の方からアドバイスをいただき、保育に生かしていきます。
- ・保護者との面談、懇談の場を設け、児童の様子について話し合い適切な支援を行っています。
- ・小学校、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター「きらり」、民生委員、児童相談所など関係諸機関と連携して支援・対応をしていきます。
- ・当法人には週 1 回勤務している臨床心理士がおり、必要に応じて、保護者の子育ての悩みなど精神的なサポートを行うことが可能です。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、施設内消毒や常時換気、こまめな手洗いや手指消毒とマスクの着用を徹底します。子どもたちには、間食時の黙食を指導し、自動手指消毒ディスペンサーを使用することで積極的に感染症対策に取り組めるよう工夫します。

6、保育事業

1、通常保育事業

年間保育スケジュール

食育の日…毎月 19 日頃

月の誕生会…毎月

巡回相談…児童発達支援センター「きらり」による巡回相談を学期に 1 回

年間予定表

【まえはら学童保育所】

月	月の取り組み ・ 行事 など	その他	父母会行事
4 月	春休み 1 日保育・新入生歓迎会		春の交流会
5 月	1 学期の班決め・避難訓練①	保護者会①	
6 月	新入所生個人面談・不審者対応訓練	巡回相談①	
7 月	夏のお楽しみ会		キャンプ
8 月	夏休み 1 日保育・昼食作り		
9 月	2 学期の班決め・けん玉はじめよう会 避難訓練②		
10 月	2・3 年生個人面談・けん玉大会	保護者会②	
11 月	けん玉修了会・市外遠足	巡回相談②	学保連大運動会
12 月	冬のおたのしみ会・冬休み 1 日保育		あそぼう会

1 月	お正月あそび・3 学期の班決め	巡回相談③	
2 月	ドッジボール大会・避難訓練③	保護者会③	
3 月	3 年生を送る会	入所説明会	卒所を祝う会

【みなみ学童保育所】

月	月の取り組み ・ 行事 など	その他	父母会行事
4 月	春休み 1 日保育・新入生歓迎会	保護者会①	
5 月	1 学期の班決め・避難訓練①・市内遠足		春の交流会
6 月	新入所生個人面談	巡回相談①	1 年生茶話会
7 月	デイキャンプ準備	保護者会②	
8 月	夏休み 1 日保育・昼食作り・夏のお楽しみ会		
9 月	2 学期の班決め・デイキャンプ・けん玉はじめよう会		キャンプ
10 月	2・3 年生個人面談・市内遠足	保護者会③	
11 月	けん玉大会・市外遠足・焼いも・けん玉修了会 避難訓練②	巡回相談②	みなみであそぼう 学保連大運動会
12 月	冬のおたのしみ会・冬休み 1 日保育		
1 月	お正月あそび・3 学期の班決め	巡回相談③	餅つき大会
2 月	ドッジボール大会・避難訓練③	保護者会④	
3 月	3 年生を送る会	入所説明会	お別れ交流会

開所及び休所について

1、開所日及び開所時間

通常……放課後から午後 6 時まで

学校休業日…午前 8 時から午後 6 時まで

※ 学校休業日（1 日保育）とは

土曜日、夏休み、冬休み、春休み、学校振替日、台風や災害などの緊急時及びインフルエンザ等による学校・学級閉鎖の場合など

2、休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、

1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで、1 月 2 日及び同月 3 日

3、延長保育

延長保育時間…午後 6 時から午後 7 時まで

対象児童……保護者が就労等により、午後 6 時以降の延長時間内においても保育を受けられない入所児童

定員

学童保育所の基準定員は次のとおりで、市長が必要と認めたときは基準定員のおおむね 1 0 パ

ーセントの範囲内で、基準定員を超えて入所を認めている。

●まえはら学童保育所

定員 まえはら第 1 学童保育所 60 名

まえはら第 2 学童保育所 30 名

まえはら第 3 学童保育所 40 名

2023 年度 4 月 1 日入所予定人数 () は障がい児の人数。

1 年生 : 65 名 (1) 2 年生 : 41 名 3 年生 : 40 名

合計 : 146 名

●みなみ学童保育所

定員 みなみ第 1 学童保育所 40 名

みなみ第 2 学童保育所 40 名

みなみ第 3 学童保育所 40 名

2023 年度 4 月 1 日入所予定人数 () は障がい児の人数。

1 年生 : 48 名 2 年生 : 50 名 3 年生 : 28 名 (1) 4 年生 : 1 名 (1)

合計 : 127 名

2、学童保育所を利用した子育てひろば

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うため、学童保育所の空いている時間を利用して、子育て広場事業を実施する。(自由交流など)

実施に当たっては支援員を配置する。

・実施日 : 毎週月曜日・火曜日・金曜日。ただし、4 月、休所日、学校休業日を除く

・実施時間 : 午前 10 時 30 分から午後 0 時 45 分まで

(現在はコロナ禍の為午後 0 時 00 分まで)

3、職員体制・役割・業務について

職員配置

まえはら第 1 学童保育所・まえはら第 2 学童保育所

正規職員・・・ 3 名

有期雇用常勤職員 (1 週間の所定労働時間 35 時間)・・・ 2 名

有期雇用非常勤職員 (1 週間の所定労働時間 35 時間未満)・・・ 2 名

有期雇用非常勤職員 (子育てひろば担当)・・・ 1 名

まえはら第 3 学童保育所

正規職員・・・ 1 名

有期雇用常勤職員 (1 週間の所定労働時間 35 時間)・・・ 2 名

有期雇用非常勤職員 (1 週間の所定労働時間 35 時間未満)・・・ 1 名

みなみ第1学童保育所・みなみ第2学童保育所

正規職員・・・2名

有期雇用常勤職員（1週間の所定労働時間35時間）・・・3名

有期雇用非常勤職員（1週間の所定労働時間35時間未満）・・・2名

有期雇用非常勤職員（子育てひろば担当）・・・1名

みなみ第3学童保育所

正規職員・・・1名

有期雇用常勤職員（1週間の所定労働時間35時間）・・・2名

有期雇用非常勤職員（1週間の所定労働時間35時間未満）・・・1名

【管理（責任権）の内容】

- 施設責任者（管理、指導、責任）・・・施設の運営、管理を法人と共に担っていく。
 - ・学童保育所の運営管理に責任を持つ。（経理、人材育成、施設管理）
 - ・職員管理、指導に責任を持つ。
 - ・地域との交流をはかり、地域の主体となる。
 - ・保育・運営に責任を持つ。
 - ・施設の安全、危機管理に責任を持つ。
 - ・業務、事業の遂行に責任を持つ。
- 正規職員（主体的参画、実行）・・・法人の将来構想を主体的に実行していく。
 - ・法人の中・長期計画に主体的に参画する。
 - ・学童保育所の運営への主体的参画と実行。
 - ・地域との交流を図る。
 - ・保育に責任を持つ。
- 常勤職員（積極的協力）・・・法人の構想を理解し協力していく。
 - ・学童保育所の運営を理解、協力していく。
 - ・地域と協力していく。
 - ・保育に責任を持つ。
- 非常勤職員（協力）
 - ・学童保育所の運営について協力していく。
 - ・地域と協力していく。
 - ・保育に責任を持つ。

【それぞれの役割】

施設責任者

- ◎法人と共に職員の意見を吸い上げ、学童保育所の将来ビジョンを考えていく。
- ◎学童保育所の運営に法人と共に責任を持っていく。

- ◎職員と共に保育実践を積み重ねていくうえでの要となる。
- ◎職員へ指導、教育、支援の柱となる。
- ◎地域との連携の柱になっていく。
- ◎行政との連携を行っていく。
- ◎保護者と直接結びつき、支援員や専門職と連携しながら支援の柱を組み立てる。
- ◎子どもたちの健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙に責任を持つ。
- ◎職員、保護者の健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙。
- ◎学童保育所内でのケガ、病気に対する対処。
- ◎厨房内の衛生管理。

学童保育支援員として

- ◎一人の人間として子どもと向き合い、その成長を焦らずに見守る。
- ◎保護者ともに子どもの成長の喜びを共感する。
- ◎保育や支援の内容を一人で決めず、相談や報告をしながら実践する。
- ◎学びへの積極的な姿勢を持つ。
- ◎支援員同士が尊重し合い、子どもたちのためにより良くしていく姿勢を持つ。
- ◎食文化の伝承。
- ◎食育・おやつ作りの実施。
- ◎行事・集団あそびの計画・指導

7、健康管理

- 職員健康診断 年1回
- インフルエンザ予防接種 年1回
- 職員検体 毎月1回

8、環境整備

安全な保育環境を定期的に点検し、整えていく。

9、専門職の関わり

学童保育所で出来る支援と専門機関に依頼することを整理し支援体制をとるようにする。

10、研修

目的 職場内研修・他機関の研修により、指導員の資質向上に努める。

※児童の管理、生活指導、あそびの指導などについて、放課後児童支援員の計画的な研修を実施するものとし、また、児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図る。

実施 学童保育所として・・・

小金井市直営学童保育所、研修担当職員による研修に参加する。所内研修を適宜開催する。

自己研修・・・

研修(東京都・小金井市・学保連など)に積極的に参加し、自らのスキルを向上させていく。

まえばら・みなみ職員交流研修・・・

お互いの保育を知り、自らの施設での保育の質を高める。同時に緊急時にフォローに入りあえるよう体制づくりを目指す。

1 1、働き方改善への取り組み

- お互い調整し合いながら年次有給休暇の取得を行う。
- 会議はできる限り勤務時間内で行う。

会議

・【事務連絡会議】

・9 学童代表者・児童青少年課との毎月の定例会議

毎月 第2 木曜日 10:00～12:00

・【学童施設長打ち合わせ】

・各所の情報共有など（適時）

・【職員会議】

・出席は正規職員全員（適時）

・会議録を作成する。

・【日々の打ち合わせ】（毎日）

・当日の流れ、子どもの様子、伝達事項など

- 職員のメンタルサポート

・当法人には週 1 回勤務している臨床心理士がおり、必要に応じて、職員の悩みなど精神的なサポートを行う。

1 2、安全管理

防犯設備・・・学校 1 1 0 番(非常通報装置)、警備会社通報装置

防災設備・・・火災探知機、煙感知器、誘導等及び消火器、警備会社通報装置

避難訓練・・・学期に 1 回実施

避難場所・・・一時避難場所 小金井市立南小学校

広域避難場所 武蔵野公園

緊急対応マニュアルに沿って対応する。

I 日常生活の安全

- 1 事故防止と発生時の対応
- 2 健康管理
- 3 衛生管理
- 4 交通安全対策と対応
- 5 防犯と防火
- 6 不審者への対策
- 7 児童虐待
- 8 行方不明・事件などへの対応
- 9 坐薬の対応マニュアル
- 10 熱中症予防および対策について

II 災害時の安全

- 1 大雪・台風などの場合
- 2 落雷事故の防止
- 3 地震の場合 地震対応マニュアル
- 4 火災の場合 消防計画に沿って避難誘導

その他

新型コロナウイルス感染症対策としては最新の情報をマニュアルファイルに綴じて共有していきます。

1 3、今年度の重点課題

- わらしこ保育園、第 2 保育園、トッシーなど他の施設にも研修に行き学びを深めていく。
- まえはら学童保育所、みなみ学童保育所の施設交流研修などを含め、お互いの保育をより深めていけるようにしていくと同時に、緊急時などのフォローにスムーズに入れる体制づくりを目指していく。
- 令和 6 年度に向けて、さらに安定的な運営としていくために職員体制を整えていく。
- 今年度はコロナ対策が緩和されていく中で、行事を通して父母会、保護者との繋がりを再度深めていけるように取り組んでいく。
- 保育理念、保育目標の「地域の核になる」、「地域との連携」といったところを踏まえて地域と繋がりが会っていく保育を考えていく。

以 上

令和 5(2023)年度 児童発達支援事業所 Tossie 事業計画書

1、はじめに

2016 年 5 月に法人の 4 つ目の施設として開設した東京都指定の障害児通所支援事業所である。2022 年度は初めての指定更新（6 年に 1 度）を無事に終え、7 年目を迎えた。定期利用児童による 1 日の流れと毎日の積み重ねを大切に考え、丁寧に支援することを重点目標とした。週 6 日の生活の積み重ねを通して子どもの集団が作られ、あそびの共有を通して気持ちも共有する姿があり、集団として大きく育った 1 年であった。個別の月案で具体的な短期目標を明確にすることで、児童一人ひとりの目標・課題も職員間で共有でき、より良い支援につなげることができた。また、定期利用年長児 2 名による「育ちの遠足」では、3 日間同じ場所・同じ仲間・同じ職員でゆったりした時間を過ごすことで、からだところの育ちを実感することができた。

法人の理念を基に、生活を基本に考えた発達支援事業所であり、唯一無二である。

開設 8 年目を迎え、ようやく今まで努力した成果が実績として利用者にも認められつつあり、評価されてきた。

以上を考慮し、2023 年度の事業方針を定める。

2、保育理念

発達支援を必要とする就学前の児童を対象に、生活を基盤とした保育的な視点での生活支援・個々に応じた療育（生活療育）を行い、発達の促進を促し、あらゆる生活の自立を目指す。

- 「どの子も育つ」という、わらしこ保育園・わらしこ第 2 保育園の保育理念に則り、基本的な生活習慣の向上を図る。
- 早期発見・早期対応で数年間の発達の变化は著しいものがある。特定の場所での経過を見ていく事で発達像も見えてくるので、継続的な利用に繋げる。
- 児童発達支援管理責任者が個々の発達状況を専門的に捉え、半年に一度、保護者との面談を行いながら個別支援計画を作成し、必要に応じて見直し、評価を行う。
- 個別支援計画の目標を月案に落とし込み、具体的な短期目標を掲げて職員間で共有し、統制された児童支援を目指す。
- 児童アセスメント表を活用し、利用者の実体把握の充実に努める。
- 児童の成長・発達段階を見極め、よりよい療育に努める。
- 作業療法士による専門的なアドバイスを受け、発達の促進に努める。
- 広い意味での療育を模索する。

3、今年度の重点課題

- 引き続き土曜日も含めて定員 10 名の確保に努め、安定した運営を確保する。
- 日々の基本的な生活の積み重ねを大切に、丁寧に支援していく。
- 引き続き感染予防に配慮しつつ、コロナ禍前に取り組んでいた活動に少しずつ戻していく。
(児童自身による給食の配膳、対面での保護者懇談会・保護者面談 など)
- 音楽を通じて、感性を養う取り組みを実施する(プロのバイオリニスト・ギタリストによる音の集い)
- 年長定期利用児童の新規 3 名の個別年間計画を立て、卒所までに育てほしい力がより引き出せるように支援していく。

4、児童定員・開所時間

- 〈対象年齢〉 0 歳～6 歳(未就学児)
- 〈事業定員〉 1 日あたり 10 名
- 〈開所時間〉 9:00～15:00(原則とし時間外については要相談)
- 〈開所日〉 月曜日～土曜日(日曜・祝日・12/29～1/3 を除く)
- 定期利用(週 3 日以上～週 6 日)の児童確保に努め、利用率向上および収入増につなげる。

5、職員配置

- 正規職員 3 名 : 管理者(1)、児童発達支援管理責任者(1)、児童指導員(1)
- 常勤職員 1 名 : 保育士(1)
- 非常勤職員(6 時間) 6 名 : 児童発達支援管理責任者/週 2 日(1)、
保育士/週 4 日(1)、保育士/週 3 日(3)、
指導員/週 3 日(1)
- 非常勤職員(5 時間) 1 名 : 作業療法士/月 3 日(1)

合計 11 名

6、運営方針

運営管理を円滑に行うために、以下の会議・ミーティングを実施する。

- 職員会議・・・月 1 回
- 総括会議・・・年 2 回(9 月・2 月)
- 職員ミーティング・・・隔週 1 回の目安で、必要に応じて設ける。正規職員と非正規職員の
情報共有を目的とし、よりよい支援につなげていく。

年間行事・畑 等 各係りには正規職員に非正規職員もサブとして加わり、一緒に考えていく。

7、支援方針

Tossie の目指す子ども像

日々の積み重ねにより、主体的に生活していく力をつけていく。

支援内容

発達の基本は生活であると考え、子どもが自ら伸びる力を発揮できる環境作りを心掛けている。
異年齢保育の中で、散歩・給食・入浴・昼寝を通し、一日の流れを大切にしている。

また、感染拡大予防に配慮しながら、可能な限り法人内の施設であるわらしこ保育園・わらしこ第 2 保育園との交流も試み、園外活動（非日常の体験）として、少人数での遠足にも取り組む。

〈散歩〉裸足で地面を歩いたり、傾斜を登ったりしながら、手足の感覚や体幹を鍛える。

〈室内あそび〉陶土あそび/描画 など

手先だけでなく腕や体を使って五感を養い、子どもの創造性を高める。

〈入浴〉血行促進・気持ちいい感覚を養う。

〈給食〉手作り・無添加のおいしい給食をみんなで食べる。

〈昼寝〉からだを十分に休め、成長に大切な睡眠を充分確保する。

〈リズムあそび〉ピアノに合わせながら、からだ全身を動かし、発達に必要な筋肉・体力を養い、脳の活性化を促す。

〈排泄〉0 歳～綿パンツで過ごし、快・不快を体感しながら、情緒を育てる。

〈畑の取り組み〉わらしこ第 2 保育園の畑の一角を借りて、土・水と触れ合いながら、自ら野菜を育てる事で、食べる事への興味・感心を広げる。また、子どもの発達に必要な土壌菌との触れ合いも大切にする。

〈園外活動〉感染拡大予防に配慮しながら少人数の遠足を通して、特別感のある楽しみの中で、子どもの視野・世界感を広げていく。

8、家庭支援

- 完全母子分離で 6 時間児童をお預かりする事で、保護者自身の自由な時間を作る。
- リモートも活用し両親学級（全 4 回）、就学相談会を開催していく。
- 引き続き感染予防に配慮しながら、対面での個別面談を行い、保護者の気持ちに寄り添い、子ども一人一人にも寄り添っていく。
- 年に 2 回、「子どもの育ち」を発行する。写真付きのお便りで、Tossie のすべての子どもの育ちを保護者に発信していく事で、わが子ばかりでなく、Tossie で共に過ごす子どもの成長と共に育ち合っ

ている姿を共有して欲しい。

●お迎え後の時間を活用し、保護者との情報交換の場として「子どもを囲む会」（全 7 回）を開催し、保護者と職員が児童を囲みながら、ざっくばらんに話し合う時間を作っていく。

9、食育・アレルギー

食事内容

- なるべく旬の食材を多く取り入れ、国産品で農薬を控えたものを中心に使い、添加物を含む食材・調味料は使用しない。
- 子どもたちの味覚を培うために、昆布やかつおの出し汁を使い、素材の味が分かるように調理する。
- お米は松之山の「とっとこ農園」から、栄養価が高い 5 分付き米を取り寄せ、安心して美味しいものを提供している。
- 離乳食・普通食はもちろん、子どもに応じて、食事形態を工夫して提供している。
（手づかみ食べしやすいサイズの一口大おにぎり、かじり取りしやすい棒状おにぎり 等）

アレルギーについて

- 食物アレルギーが増えていることから、安全な給食の提供のために卵、乳製品、小麦粉は使用しない。（牛乳の代替えとして豆乳を、小麦粉の代替えとして米粉を使う 等）

10、保健・関係機関との連携

保健

- 身長・体重測定 年 2 回（乳児は毎月 1 回）
- 歯科検診 年 1 回（6 月）
- 職員健診 年 1 回（9 月）
- 職員検便実施 （毎月）
- 職員の検温 （毎朝）

各機関と連携を取りながら、療育内容にフィードバックしていく

府中市障害者福祉課・府中市立保健所・東京都立府中療育センター・府中市発達支援センター「あゆの子」・府中市子育て世代包括支援センター「みらい」・地域の発達支援事業所・地域の相談支援事業所・地域生活支援センター「ふらっと」・府中市保育支援課・わらしこ保育園・わらしこ第 2 保育園

11、職員育成

- 職員の支援の手引き「児童発達支援事業所 Tossie 支援のすゝめ ～子どもの力を信じて～」

を支援の軸とし、大切にしたい根っこの共有認識をはかる。

- 年間の研修計画を立て、毎月 1 回職員研修を行い、支援内容の意識統一を図る。
- 非常勤職員も研修に参加しやすいように、時間外手当の支給を考慮していく。
- 義務化である「虐待防止」・「身体拘束適正化」・「感染症およびまん延の防止」・「業務継続計画」・「安全計画の策定」等、事業所従事者に年 1 回の必修研修が設けられていることから、e ラーニングも活用しながら幅広い知識を高めていく。
- 職員自身も支援を振り返り自己省察することを目的に、「振り返りシート」による自己評価を 6 カ月に 1 度行い、児童発達管理責任者と面談を行うなかで、職員自身の長所や課題に気づき、より良い支援方法につなげ、さらにモチベーションを高めていけるような職員育成を目指す。

12、年間行事計画

月	子ども	保護者
4 月	はじめの一步	保護者懇談会
5 月	子どもの日の集い	両親学級
6 月	歯科検診・梅シロップ作り	子どもを囲む会
7 月	七夕の会・プール開き	子どもを囲む会
8 月	魚のつかみ取り	両親学級
9 月	お月見の会・畑の野菜収穫	「子どもの育ち」発行・子どもを囲む会
10 月	畑の土づくり	就学相談会・子どもを囲む会
11 月	芋煮会買い出しと調理・畑の種植え	両親学級
12 月	冬至の会・お楽しみ会・大掃除	子どもを囲む会
1 月	初詣・お正月あそび	子どもを囲む会
2 月	節分の会・畑の野菜収穫	「子どもの育ち」発行・両親学級
3 月	ひな祭りの会・巣立ちの会・お別れ会	子どもを囲む会

- お誕生日会は対象児童の月毎行う。
- 避難訓練 毎月 1 回
- わらしこ第 2 保育園の畑で、1 年を通して野菜づくりを行う。

13、環境整備

東京都が令和 3 年度に掲げた「障害者虐待防止のさらなる推進」・「感染症や災害への対応力強化」に対応できるような組織をつくっていく。

- 職員による虐待防止委員会を設置し、障害児虐待を防止し児童の人権を擁護するための会議を定期的に開催する。同時に、全職員を対象とした職員研修および自己チェックリストを実施し、事業所全体として、虐待防止に努める。

- 職員による身体拘束適正化委員会を設置し、身体拘束適正化と防止を図るための会議を定期的に開催する。同時に、全職員を対象とした職員研修および自己チェックリストを実施し、事業所全体として、身体拘束適正化に努める。
- 職員による感染症対策委員会を設置し、感染症の発生およびまん延の防止を徹底するための会議を定期的に開催する。（指針の整備・研修の実施・訓練の実施）
- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続に向けた計画等の策定・研修の実施・訓練の実施を行う。
- ヒヤリハットは 該当する場合は職員が自主的に、また職員同士で声を掛け合いながら、積極的に記入し、職員間で共有し、再発防止に努めていく。
- 現行の危機管理マニュアルを見直し、安全な環境を整えていく。

14、安全管理

- 令和5年4月より、安全計画の策定が義務化となる（令和6年3月まで経過措置期間）ため、必要な措置を講じ、実施していく。
 - 安全計画を策定し、必要な措置を講じる
 - 職員に周知し、研修及び訓練を定期的に実施
 - 保護者へ安全計画に基づく取組を周知
- 〈定義〉：指定障害児通所支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定障害児通所支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他の指定障害児通所支援事業所における安全に関する事項についての計画

非常災害等への対策

防犯設備	玄関ドア施錠・各部屋（活動室・厨房・トイレ等）のドア施錠
防災設備	火災通報装置、自動火災探知器、煙感知器、誘導灯及び消火器
消防計画作成 届出年月日	府中消防署 平成 28 年 6 月 届出済
防火管理者	管理者
定期訓練	避難訓練・消火訓練：毎月 1 回実施
避難場所	避難場所：市民球場

災害発生時の対応	災害発生時においては、保護者等の引き取りのあるまでの間(開園時間外を含む)、引き続き児童を保護する。大災害を想定して、全児童の非常食を保護者から3日分×3食預かり、Tossieにて管理している。 電話等ライフラインが停止することを想定し、災害伝言ダイヤルの操作方法を保護者に周知している。連絡網での一斉メールも整備している。
----------	---

緊急時の対応

対応方法	園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園児の保護者へ連絡するとともに、東京都へ届け出ている協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。なお、保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持って、しかるべき対処を行う。	
協力医療機関	病院名	まつおか小児クリニック
	所在地	府中市寿町 2-4-42 コーブ府中寿町店 3F
	電話	042-319-1020

緊急時の避難について

地震の時

※避難経路…安全を確保できることを確認してから、玄関または活動室東側の窓から、お散歩台車2台を用いて、屋外に避難する。
※第1避難場所…市民球場
※第2避難場所（広域避難場所）…市民球場

◎保護者への連絡方法

・全保護者が登録しているピタゴラ連絡網に一斉メールする。 ・電話等ライフラインが停止した場合は、災害伝言ダイヤルのを活用する。 ・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせていただきます。
--

火災の時

※避難経路…事業所内より火災が発生したときは、安全を確保できることを確認してから、玄関または活動室の東側窓から、お散歩台車2台を用いて、屋外に避難する。
※第1避難場所…市民球場
※第2避難場所（広域避難場所）…市民球場

◎保護者への連絡方法

- ・全保護者が登録しているピタゴラ連絡網に一斉メールする。
- ・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせていただきます。

15、苦情解決第三者委員の取り組み

第三者委員

概要	苦情解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、法人に第三者の立場に立つ第三者委員を設置する。
第三者委員	芝 喜久子 携帯 080-1088-2090

苦情については、苦情解決の窓口を児童発達管理責任者と定め、事業所独自の解決ルートを玄関入り口の掲示板にて保護者に周知している。苦情の申し出等があった場合には、苦情対応記録に記し、誠意をもって対応する。

16、ボランティア、実習生の受け入れ

実習生受け入れはできるだけ積極的に行ない、Tossie での支援を通して、障害児との関りや人と関わること、仕事が楽しいことを伝えていく。保護者による保育ボランティアの受け入れも行うが、感染拡大予防期間中は積極的には行わないものとする。

17、地域支援と地域との関係

現在、Tossie が地域に発信するという意味での地域支援は行えていない。府中市地域福祉推進課による実地指導においても、可能な限りの協力を求められたので、今後の課題として、地域向けの掲示板の設置等を模索していく。

18、広報活動

活動のようすや給食などをブログにて発信していく。さらなる新規児童の確保に向けて、関係機関等にパンフレット等置いてもらえるように広報活動に力を入れていく。

19、自己評価および第三者評価受審

自己評価

東京都の指導により、保護者アンケートおよび職員による自己評価を毎年 1 回行い、事業所のホームページ上で公表している。

第三者評価

今年度受審を予定している。

以 上

社会福祉法人わらしこの会の許可なく、本計画書の一部または全部を引用または転載することを固く禁じます。